

青森県報

号外第百十七号

平成三十年
十二月十四日
(金曜日)

目 次

○青森県核燃料物質等取扱税条例……………	(税 務 課) ……二
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…	(人 事 課) ……二
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……三
○青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例…	(同) ……三
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例…	(税 務 課) ……三
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……三
○青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を 改正する条例……………	(畜 産 課) ……三
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……六

条 例

青森県核燃料物質等取扱税条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十四号

青森県核燃料物質等取扱税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、核燃料物質等取扱税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 加工事業者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第十三条第一項の許可を受けた者をいう。
- 二 原子炉設置者 規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者をいう。
- 三 再処理事業者 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者をいう。

四 廃棄物埋設事業者 規制法第五十一条の二第二項第二号に係る同項の許可を受けた者をいう。

五 廃棄物管理事業者 規制法第五十一条の二第二項第三号に係る同項の許可を受けた者をいう。

六 濃縮 規制法第二条第九項に規定する加工のうちウラン二三五のウラン二三八に対する比率を高める処理をいう。

七 原子炉の設置 発電用原子炉（規制法第二条第五項の発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置して発電の事業の用に供することをいう。

八 核燃料の挿入 核燃料（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第三号の燃料体をいう。以下同じ。）を発電用原子炉に挿入することをいう。

九 使用済燃料の受入れ 使用済燃料（規制法第二条第十項の使用済燃料をいう。以下同じ。）を再処理施設（規制法第四十四条第二項第二号の再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。

十 使用済燃料の貯蔵 規制法第四十八条第一項第三号の使用済燃料の貯蔵をいう。

十一 廃棄物埋設 規制法第五十一条の二第二項の廃棄物埋設施設において行う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十八号）第一条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十一条第一項の表第一号イに該当する物（以下「廃棄物」という。）に係る規制法第五十一条の二第一項第二号の第二種廃棄物埋設をいう。

十二 廃棄物管理 規制法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理施設において行う同条第一項第三号の廃棄物管理のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第三十二条第一号に該当するもので使用済燃料を溶解した液体から規制法第二条第二項に規定する核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固化化した物（以下「ガラス固化体」という。）に係るものをいう。

十三 核燃料物質等の取扱い 濃縮、原子炉の設置、核燃料の挿入、使用済燃料の貯蔵、廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。

(納税義務者等)

第三条 核燃料物質等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いに対し、当該各号に定める者に課する。

- 一 加工事業者の行う濃縮 当該加工事業者
- 二 原子炉設置者の行う原子炉の設置及び核燃料の挿入 当該原子炉設置者
- 三 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵 当該再処理事業者
- 四 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 当該廃棄物埋設事業者
- 五 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 当該廃棄物管理事業者

2 前項第二号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた後最初に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 規制法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日
- 二 規制法第四十三条の三の十六第二項の定期事業者検査の開始の日から終了の日までの期間内に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査の終了の日
- 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷の終了の日

(課税標準)

第四条 核燃料物質等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量、熱出力、価額、

容量又は数量とする。

- 一 加工事業者の行う濃縮 各課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウラン（販売又は役務の提供に係る目的物となる六ふっ化ウラ

ンをいう。以下同じ。)の重量

二 原子炉設置者の行う原子炉の設置 各課税標準の算定期間の末日における発電用原子炉の熱出力

三 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該核燃料の挿入に係る核燃料(既に核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。)の価額

四 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 各課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量

五 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量

六 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 各課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量(当該容器が日本産業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本産業規格の呼び容量とする。以下同じ。)

七 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量

2 前項第二号の熱出力は、規制法第四十三条の三の五第一項の許可(規制法第四十三条の三の八第一項の変更の許可を受けた場合には、当該変更の許可)に係る発電用原子炉の規制法第四十三条の三の五第二項第三号の熱出力とする。

3 第一項第三号の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

4 第一項第五号から第七号までの各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量又は廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量は、それぞれ各課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容

器の数量を合計した重量、容量又は数量を十二で除して得た重量、容量又は数量とする。この場合において、当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しないとき、又は当該課税標準の算定期間の末日の属する月の末日が当該課税標準の算定期間に属していないときには、当該課税標準の算定期間の末日を当該課税標準の算定期間に属する一の月の末日とする。

5 第一項及び前項の課税標準の算定期間とは、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。

6 新たに核燃料物質等の取扱い（核燃料の挿入を除く。以下この条において同じ。）の事業を開始した場合における当該事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第四項の課税標準の算定期間は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から当該事業を開始した日を含む同項に規定する課税標準の算定期間の末日までの期間とする。

7 事業者（加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における第一項及び第四項の課税標準の算定期間（第一号の場合にあつては、廃止又は取消しに係る事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第四項の課税標準の算定期間）は、第五項又は前項の規定にかかわらず、当該該当することとなった日を含む第五項又は前項に規定する課税標準の算定期間の開始の日から当該該当することとなった日までの期間とする。

一 核燃料物質等の取扱いの事業（使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵にあつては、当該使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵に係る規制法第二条第十項に規定する再処理の事業）を廃止した場合又は規制法第二十条の規定により規制法第十三条第一項の許可が取り消された場合、

規制法第四十三条の三の二十の規定により規制法第四十三条の三の五第一項の許可が取り消された場合、規制法第四十六条の七の規定により規制法第四十四条第一項の指定が取り消された場合若しくは規制法第五十一条の十四の規定により規制法第五十一条の二第一項第二号に係る同項の許

可若しくは同項第三号に係る同項の許可が取り消された場合

二 個人である事業者が死亡した場合

三 法人である事業者が解散し、又は合併により消滅した場合

(税率)

第五条 核燃料物質等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量一キログラムにつき三万六千五百円

二 原子炉設置者の行う原子炉の設置 千キロワットにつき三万八千二百五十円

三 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 百分の八・五

四 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき一万九千四百円

五 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき千三百円

六 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量一立方メートルにつき五万二千四百円

七 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量一本につき百六十一万四千六百円

(徴収の方法)

第六条 核燃料物質等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第七条 核燃料物質等取扱税の納税義務者（核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者を除く。）は、第四条第一項各号（第三号を除く。）

の課税標準の算定期間ごとに、当該課税標準の算定期間の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、当該課税標準の算定期間における課税標準たる重量、熱出力、容量又は数量（以下「課税標準量」という。）、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、

及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者は、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準額又は税額を修正しなければならぬ場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額及びその延滞金の納付)

第八条 法第二百七十六条第四項の規定により通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、納付すべき不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第二百七十七条第二項並びに法附則第三条の二第一項及び第五項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納期限後に納付する核燃料物質等取扱税の延滞金の納付)

第九条 核燃料物質等取扱税の納税者は、第七条第一項及び第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後にその税金(同条第三項の規定による修正により増加した税額を含む。)を納付する場合には、その税額に、法第二百八十条第一項並びに法附則第三条の二第一項及び第五項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付)

第十条 法第二百七十八条第六項又は第二百七十九条第五項の規定により通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、その通知を受けた過少申告加

算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

(賦課徴収)

第十一条 核燃料物質等取扱税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十

六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第四条第一項中「十 固定資産税」とあるのは「十 固定資産税」と、同条例

十一 核燃料物質等取扱税」

第十二条第二項第二号中「主たるものの所在地）」とあるのは「主たるものの所在地）、核燃料物質等取扱税については申告納付すべき日における青森県核燃料物質等取扱税条例（平成三十年十二月青森県条例第七十四号）第二条第六号に規定する濃縮に係る事業所、同条第七号に規定する原子炉の設置若しくは同条第八号に規定する核燃料の挿入に係る発電用原子炉、同条第九号に規定する使用済燃料の受入れ若しくは同条第十号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る再処理施設、同条第十一号に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設又は同条第十二号に規定する廃棄物管理に係る廃棄物管理施設の所在地」とする。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う核燃料物質等の取扱いに係る核燃料物質等取扱税について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号。次項において「改正法」という。）の施行の前日である場合には、同日の前日までの

間における第三条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは「第四十三条の三の十一第一項の検査の全てに合格した」と、同項第二号中「第四十三条の三の十六第二項の定期事業者検査」とあるのは「第四十三条の三の十五の検査」と、「当該定期事業者検査」とあるのは「当該検査」とする。

3 規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた後最初に発電用原子炉（改正法の施行の際現に工事に着手されているものに限る。）への核燃料の装荷が行われた場合における第三条第二項第一号の規定の適用（施行日が改正法の施行の日前である場合にあつては、同日以後における同号の規定の適用）については、同号中「規制法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第三条の規定による改正前の規制法第四十三条の三の十一第一項の検査の全てに合格した」とする。

4 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税に係る第三条第一項第三号の規定は、平成十八年九月二十七日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料に係る使用済燃料の貯蔵については、適用しない。

5 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税の税率は、第五条第五号の規定にかかわらず、当分の間、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき八千三百円とする。

6 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理に係る核燃料物質等取扱税に係る第二条第十二号、第四条第一項第七号及び第四項並びに第五条第七号の規定の適用については、当分の間、規制法第二条第二項に規定する核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを容器に圧縮して封入し、又は固化した物を第二条第十二号に規定するガラス固化体とみなして、これらの規定を適用する。

7 施行日から平成三十一年六月三十日までの間における第四条第一項第六号の規定の適用については、同号中「日本産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とする。

8 施行日から平成三十一年九月三十日までの間における第十一条の規定の適用については、同条中「十 固定資産税」とあるのは「十一 固定資

産税」と、
「十 固定資産税」とあるのは
「十一 固定資産税」とする。

十一 核燃料物質等取扱税」

十二 核燃料物質等取扱税」

9 この条例は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

10 この条例の失効の日前に課した、又は課すべきであった核燃料物質等取扱税については、なお従前の例による。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十五号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「四十一万四千三百円」を「四十一万四千八百円」に改め、同項第二号中「五万七百元」を「五万八百元」に改める。

第十五条第一項中「四千二百円」を「四千四百円」に、「二万円」を「二万円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に、「六千三百円」を「六千六百円」に、「三万円」を「三万五千五百円」に、「二万八百元」を「一万千円」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の百十）」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百

分の五十)」の下に「十二月に支給する場合には百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）」を加え、同条第五項中「次条において同じ。」から」を「次条第三項第三号において同じ。」から」に、「同項」を「第十九条の四第一項」に、「次条において同じ。」を「次条第一項において同じ。」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	

	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			

再任職員以外の職員

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
94		294,900	342,600	381,500							
95		295,200	343,100	381,900							
96		295,600	343,500	382,300							
97		295,800	343,700	382,600							
98		296,100	344,100	383,100							
99		296,500	344,500	383,500							
100		296,900	344,800	383,900							
101		297,100	345,100	384,200							
102		297,400	345,500								
103		297,800	345,900								
104		298,100	346,300								
105		298,300	346,800								
106		298,600	347,200								
107		299,000	347,600								
108		299,300	348,000								
109		299,500	348,500								
110		299,900	348,900								
111		300,300	349,200								
112		300,600	349,500								
113		300,800	350,000								
114		301,000									
115		301,300									
116		301,700									
117		301,900									
118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									
125		304,200									
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二（第三条関係）

警 察 職 給 料 表

職員の区分	職務級の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500

再任職員以外の職員	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400			
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700			
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000			
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300			
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500			
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800			
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100			
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400			
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600			
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900			
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200			
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500			

85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100		
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500		
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900		
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200		
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600		
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000		
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400		
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700		
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			
121	323,200	351,800	372,000	396,500			
122	323,500	352,200	372,500	397,000			
123	324,000	352,700	373,000	397,400			
124	324,500	353,100	373,400	397,900			
125	324,800	353,500	373,900	398,300			
126		353,900	374,400				
127		354,400	374,900				
128		354,800	375,400				
129		355,200	375,700				
130		355,600	376,200				

	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

別表第三（第三条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 の 号	務 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
				円	円	円	円	円
	1			172,900	226,600	270,400	319,200	356,100
	2			175,200	228,800	272,200	321,200	358,400
	3			177,700	230,800	274,000	323,300	360,600
	4			180,000	232,900	275,800	325,400	363,100
	5			182,400	234,900	277,100	327,600	365,100
	6			184,900	236,900	279,000	329,500	368,200
	7			187,300	239,000	280,800	331,100	371,400
	8			189,900	241,100	282,600	332,800	374,300
	9			192,100	243,300	284,000	334,300	377,100
	10			194,500	245,200	286,500	336,600	380,200
	11			196,900	247,100	288,700	338,900	383,300
	12			199,400	249,000	290,900	341,400	386,300
	13			201,900	250,700	293,300	343,300	389,000
	14			204,500	252,600	295,900	345,600	391,700
	15			207,200	254,400	298,100	347,900	394,500
	16			209,800	256,300	300,500	350,300	397,200
	17			212,200	257,900	302,700	352,600	400,000
	18			214,900	259,800	304,900	355,100	402,000
	19			217,600	261,700	307,100	357,500	404,000
	20			220,300	263,600	309,200	359,900	406,000
	21			222,900	265,100	311,200	362,300	407,500
	22			224,500	266,700	312,400	364,700	409,400
	23			226,100	268,200	313,500	366,900	411,200
	24			227,700	269,600	314,700	369,200	413,200
	25			229,200	271,100	316,000	371,300	414,700
	26			230,600	272,700	317,400	373,700	416,200
	27			232,100	274,100	318,900	376,100	417,900
	28			233,400	275,600	320,500	378,400	419,600
	29			235,000	276,900	321,800	380,400	420,600
	30			235,800	278,300	323,400	382,500	422,200
	31			236,900	279,700	325,000	384,700	423,700
	32			238,000	280,900	326,700	386,800	425,300
	33			239,200	281,700	328,200	388,500	426,800
	34			240,100	283,100	329,800	390,100	428,100
	35			240,900	284,200	331,100	391,700	429,400
	36			241,800	285,500	332,600	393,500	430,600
	37			242,500	286,500	334,100	395,000	431,800
	38			243,300	287,700	335,700	396,400	432,800

再任職員以外の職員

39	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800
40	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800
41	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200
42	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800
43	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500
44	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200
45	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800
46	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100
47	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700
48	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200
49	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500
50	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200
51	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900
52	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600
53	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200
54	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900
55	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600
56	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200
57	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600
58	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300
59	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000
60	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700
61	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100
62	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400
63	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700
64	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000
65	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200
66	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500
67	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800
68	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100
69	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300
70			369,600	422,000	449,600
71			370,000	422,600	449,900
72			370,300	423,200	450,100
73			370,800	423,700	450,300
74			371,000	424,300	
75			371,500	424,800	
76			371,900	425,400	
77			372,200	425,900	
78			372,700	426,500	
79			373,200	427,200	
80			373,700	427,800	
81			374,200	428,100	
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	

	85			376,000	430,400	
	86			376,500	430,900	
	87			376,900	431,600	
	88			377,400	432,300	
	89			377,900	432,500	
	90			378,400		
	91			378,900		
	92			379,400		
	93			379,700		
	94			380,100		
	95			380,600		
	96			381,000		
	97			381,500		
	98			381,800		
	99			382,300		
	100			382,700		
	101			383,300		
再任用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第三条関係）

教育職給料表

イ 教育職給料表(-)

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	

	39	228,500	283,500	401,700
	40	230,300	285,500	403,100
	41	232,000	287,300	404,800
	42	233,700	289,700	406,200
	43	235,300	292,000	407,500
	44	236,900	294,500	409,000
	45	238,300	296,500	410,600
	46	239,700	299,000	411,900
	47	241,000	301,300	413,400
	48	242,200	304,000	415,000
	49	243,600	306,400	416,700
	50	245,100	308,800	418,100
	51	246,300	311,300	419,700
	52	247,800	313,600	421,200
	53	249,000	315,800	422,900
	54	250,200	318,000	424,400
	55	251,600	320,100	426,000
	56	252,700	322,300	427,600
	57	254,000	324,200	429,100
	58	255,100	326,300	430,600
	59	256,200	328,400	431,800
	60	257,400	330,400	433,000
	61	258,700	332,500	434,200
	62	259,800	334,600	435,500
	63	261,200	336,800	436,800
	64	262,300	339,000	438,000
	65	263,600	340,700	439,200
	66	265,100	342,900	440,400
	67	266,600	344,900	441,600
	68	268,300	347,100	442,800
	69	269,700	348,900	444,000
	70	271,100	350,800	445,200
	71	272,500	352,800	446,400
	72	273,900	354,800	447,600
	73	275,000	356,400	448,700
	74	276,400	358,300	449,300
	75	277,800	360,100	449,800
再任職以外の職員	76	279,000	362,000	450,300
	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	

85	289,500	375,800
86	290,600	377,200
87	291,600	378,600
88	292,800	379,900
89	293,900	381,200
90	295,000	382,500
91	296,200	383,700
92	297,400	385,000
93	297,900	386,300
94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500

	131	323,000	412,800		
	132	323,300	413,000		
	133	323,500	413,200		
	134	323,700	413,500		
	135	323,900	413,800		
	136	324,200	414,000		
	137	324,500	414,200		
	138	324,700			
	139	325,000			
	140	325,300			
	141	325,500			
	142	325,700			
	143	326,000			
	144	326,200			
	145	326,500			
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職 務 の 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	
	40	229,400	259,400	372,900	
	41	231,000	262,000	374,000	

再任職員以外の職員	42	232,700	264,400	375,400
	43	234,300	266,600	376,800
	44	235,900	268,800	378,300
	45	237,600	270,900	379,700
	46	239,100	273,100	381,300
	47	240,400	275,300	382,900
	48	241,800	277,300	384,400
	49	243,000	279,600	385,800
	50	244,400	281,600	387,300
	51	245,900	283,500	388,800
	52	247,100	285,500	390,200
	53	248,200	287,300	391,400
	54	249,600	289,700	392,700
	55	250,800	292,000	393,800
	56	252,000	294,500	394,900
	57	253,200	296,500	396,300
	58	254,400	299,000	397,500
	59	255,500	301,300	398,700
	60	256,700	304,000	400,000
	61	258,100	306,400	401,200
	62	259,100	308,800	402,200
	63	260,300	311,300	403,600
	64	261,200	313,600	404,900
	65	262,200	315,800	406,100
	66	263,600	318,000	407,200
	67	265,000	320,100	408,400
	68	266,400	322,300	409,500
	69	268,000	324,200	410,500
	70	269,500	326,300	411,700
	71	271,000	328,400	412,900
	72	272,400	330,400	414,100
	73	273,400	332,500	414,700
	74	274,600	334,600	415,500
	75	275,900	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700

88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	

	134		399,200		
	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五（第三条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職 の 号	務 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
				円	円	円	円	円
	1			144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2			145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3			146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4			147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5			148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6			150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7			151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8			152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9			153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10			155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11			157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12			158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13			160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14			162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15			164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16			166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17			167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18			170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19			172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20			174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21			176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22			178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23			181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24			183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25			185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26			187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27			189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28			192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29			194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30			195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31			197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32			199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33			201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34			202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35			204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36			206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37			208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38			210,100	279,800	355,500	399,400	483,100

再任職員以外の職員	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		

	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六（第三条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700

再任 用職 以外 の職 員	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	

	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500

再任職員以外の職員

42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300	387,900		
87		289,700	325,600	346,600	388,300		

	88		289,900	326,000	346,900	388,700		
	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600

再任 用員 以外 の 職	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000			
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600			
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100			
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400			
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700			
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200			
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600			
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900			
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200			
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700			
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200			

88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			

134	300,000	330,600						
135	300,400	331,000						
136	300,700	331,400						
137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「、六月に支給する場合には百分の百十七・五、十二月に支給する場合には百分の百三十二・五を乗じて得た額」を「百分の百二十五」に、「六月に支給する場合には百分の九十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「額」を「額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

第十九条の四第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の八十七・五」に、「百分の百五」、十二月に支給する場合には百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の百十）を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の四十」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十」、十二月に支給する場合には百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を「百分の五十二・五」に改める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	330,000
2	366,000
3	394,000

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(平成三十年四月一日前の異動者の号給の調整)

3 平成三十年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例

の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月青森県条例第十号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第四項から第六項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。（人事委員会規則への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十七号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、六月に支給する場合には百分の百五十、十二月に支給する場合には百分の百七十」を「百分の百六十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県議会議員の期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の青森県議会議員の期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十八号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

「第二節 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除（第六条―第八条）
第三節 復興産業集積区域における課税免除（第九条―第十一条）」

「第二節 認定地方活力向上地域等特定業
第三節 承認地域経済牽引事業のために
第四節 復興産業集積区域における課税

務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除（第六条―第八条）
に、「第十二条―第十四条」を「第十五条―第十七条」に、
設置される施設に係る課税免除（第九条―第十一条）
に、「第十二条―第十四条」を「第十五条―第十七条」に、
免除（第十二条―第十四条）」

「第十五条―第十七条」を「第十八条―第二十条」に、「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備

備計画」に、「第十八条―第二十条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第一条第六号中「地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に係る部分に限る。）」に改め、「同法第五条第四項第五号に規定する」及び「（以下「特定業務施設」という。）」を削り、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）（同条第一項第一号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設され、又は増設される同法第

五条第四項第五号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）に係る県税の特別措置

第二十一条を第二十四条とする。

第三章第三節の節名中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第二十条中「第十四条」を「第十七条」に改め、第三章第三節中同条を第二十三条とする。

第十九条第一項各号を次のように改める。

一 不動産取得税 百分の〇・四

二 固定資産税

イ 初年度の固定資産税 百分の〇・一四

ロ 第二年度の固定資産税 百分の〇・四六七

ハ 第三年度の固定資産税 百分の〇・九三三

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号の表」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十二条とする。

第十八条の見出しを「（不動産取得税及び固定資産税の不均一課税）」に改め、同条第一項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に係る部分に限る。）」に、「次項」を「次項第一号」に改め、「、事業税」を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「対象期間」を「地域再生法第五条第十八項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五条第一項に規定する地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この項において「公示日」という。）から平成三十二年三月三十一日までの期間」に、「特定業務施設整備計画」を「同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「特別償却設備」を「、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあつては、千九百万円）以上のもの（以下この項において「特別償却設備」という。）」に、「者（以下この節）を「者（次号）」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項を削り、同条を第二十一条とする。

第十七条中「第十四条」を「第十七条」に改め、第三章第二節中同条を第二十条とし、第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とする。

第三章第一節中第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とする。

第二章第三節中第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とし、同節を同章第四節とする。

第二章第二節中第八条を第十一条とし、第七条を第十条とする。

第六条第一号中「(昭和四十年政令第九十六号)」及び「(昭和四十年政令第九十七号)」を削り、同条を第九条とする。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除

(事業税等の課税免除)

第六条 地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号イに規定する地方活力向上地域内において、同条第十八項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同法第五条第一項に規定する地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。次条第一項において「公示日」という。)から平成三十二年三月三十一日までの期間(次条第一項において「対象期間」という。)内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあつては、千九百万円)以上のもの(次条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除をする。

(課税免除の額)

第七条 前条の規定により課税免除をする額は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業税 個人の行う事業にあつては対象期間内に新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後三年間における各年、法人の行う事業にあつては対象期間内に新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後当該事業年度の開始の日から起算して三年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第三条の規定により計算した額に對して課する事業税額

二 不動産取得税 対象期間内に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋（以下この節において「適用家屋」という。）及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に對して課する不動産取得税額

三 固定資産税 対象期間内に新設し、又は増設した特別償却設備である償却資産（公示日以後において取得したものに限る。）に對して課する固定資産税額（当該償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後三箇年度分に限る。）

2 特別償却設備を事業の用に供した日から当該日の属する年の末日又は当該日の属する事業年度の終了の日までの期間が六月に満たない場合において、当該特別償却設備の新設又は増設をした者の申出があつたときにおける前項第一号の規定の適用については、同号中「年以後三年間」とあるのは「年の翌年以後三年間」と、「事業年度以後当該事業年度」とあるのは「事業年度の翌事業年度以後当該翌事業年度」とする。

（徴収猶予等）

第八条 第五条の規定は、適用家屋の敷地である土地の取得に對する不動産取得税について準用する。

附則第四項の見出しを「(認定産業振興促進計画区域等における法人の事業税に係る不均一課税の税率の特例)」に改め、同項中「における不均一課税、」を「及び」に改め、「及び認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税」、「第十三条第一項第一号の表のイ」、「第十三条第一項第一号の表のロ」、「第十三条第一項第一号の表のハ」、「第十三条第一項第一号の表のト中「百分の〇・六五」とあるのは「百分の〇・四五」と、「百分の〇・九七五」とあるのは「百分の〇・六七五」と、「百分の一・一三七五」とあるのは「百分の〇・七八七五」を削る。

附則第五項中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第十八条第二項第一号」を「第二十一条第二項第一号」に改め、「第十三条第一項第二号」を削り、「及び第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号及び第二十条第一項第一号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第六条の規定は、平成三十年六月二十一日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した同条に規定する認定事業者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「及び階上町」を「、階上町及び新郷村」に改める。

第三十三条中「休止の届出の受理」の下に「、同条第九項の規定による有料老人ホーム情報の報告の受理、同条第十項の規定による当該報告に係る事項の公表」を加え、「命令並びに」を「命令、同条第十四項の規定による事業の制限及び停止の命令、」に、「当該命令に係る公示」を「これらの命令に係る公示並びに同条第十六項の規定による通知」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第二十五条第一項に規定する事務（新郷村の区域に係るものに限る。）に
関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において新郷
村長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

4 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第三十三条に規定する事務に関して、第三十三条の改正規定の施行の日前
において知事がした処分その他の行為は、同日以後において鱒ヶ沢町長がした処分その他の行為とみなす。

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十号

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十年十月一日農林省告示第七七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内に容に應ずる点数等を定める件）一の表」を「平成三十年十月一日農林水産省告示第二千五百五十四号（農業保険法施行規則第一百七十七条第一項及び第六百六十六條の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に應じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の家畜共済診療点数表」に、「により算定した」を「の項に係る点数を平成三十年十月一日農林水産省告示第二千五百五十五号（農業保険法施行規則第一百七十七条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める一点の価額を定める件）で定める一点の価額（以下「一点の価額」という。）に乗じて得た」に改める。

別表第一号中「により算定した」を「の項に係る点数を一点の価額に乗じて得た」に改め、同表第二号中「やぎ」を「山羊」に、「により算定した」を「の項に係る点数を一点の価額に乗じて得た」に改め、同表第六号中「子宮内薬剤注入のB種により算定した」を「子宮内薬剤挿入のB種の項に係る点数を一点の価額に乗じて得た」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十一号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「二十フィートコンテナ換算のコンテナの数一個」を「一平方メートル」に、「五十六円」を「四円六十七銭」に改め、同表の備考中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同備考の第九号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同備考の第八号とし、同備考の第十号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同備考の第九号とし、同備考中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けているコンテナ専用野積場の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭